

発注者綱紀保持 及び コンプライアンス徹底 にご協力下さい！

長与町は町民の信頼を確保するため、**職員に対し**次の取組の実施を徹底し、発注事務に係る綱紀の保持に努めています。

- ①発注事務に関する情報管理の徹底
- ②事業者等との応接方法
- ③事業者等から不当な働きかけ(※)を受けた場合の対処方法
- ④執務室の環境整備

●以下の点に、ご注意ください●

秘密の漏えい防止等のため、執務室への自由な入室を制限しています。
～ご用の方は、カウンターで付近の職員にお声かけください～

オープンな場所での打合わせをお願いしています。
～原則、複数の職員で対応することとしています～

入札執行通知を受けてから入札を執行するまでの間は、別件であっても営業に関する面会をご遠慮ください。
～ただし、現在受注している工事の打合せに関しては除きます～

事業者から発注者への「不当な働きかけ」とは・・・（例示①～⑤）

① 競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

（例）入札に参加できるよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為。

② 受注又は非受注に関する要求行為

（例）随意契約できるよう、分割発注等を要求する行為。
担当職員に契約を強要する行為。

③ 予定価格 又は 最低制限価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏えい要求行為

（例）予定価格や最低制限価格を推測できる金額を示唆する（ほのめかす）よう要求する行為。

（例）職員以外の者（OB等）へ、予定金額が推測できる金額を教えるよう口利きする行為。

④ 入札前において、入札参加者に関する情報を要求する行為

（例）入札参加者名を事前に教えるよう要求する行為。

（例）特定の事業者が入札に参加しているか否かを教えるよう要求する行為。

⑤ その他、便宜、利益若しくは不利益の誘導、談合につながるおそれのある要求行為

（例）特定の事業者等に対して、有利又は不利な取り扱いを要求する行為。

（例）秘密の情報や資料を、特定の事業者等に漏えいするよう要求する行為。

（例）変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為。

（例）特定の事業者の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為。

職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆さまにおかれましても、クリーンな入札の実施に関し、ご理解、ご協力をお願いします。

